

令和 4 年 5 月 10 日

第 4 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第4回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	石松 雄平
委 員	2番	梅木 美代
	3番	穴井 英雄
	4番	飯沼 由彦
	5番	欠席
	6番	佐藤 仲子
	7番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄、小田 清
上田地区 河津 有隆、松本 和昭
下城地区 時松 達也、宮崎 徳雄

4. 欠席委員

宮崎博美委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号5 よる農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹
事務局職員（係長） 橋本 弘二
事務局職員（主査） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和4年第4回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、1番石松雄平委員、7番穴井千年委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページをお開きください。農地法第3条による許可申請についてであります。下記農地の申請がありましたので審議を求めます。令和4年5月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第1号番号1、農地の所在は、大字上田字〇〇、地番が上から〇〇、〇〇、〇〇、4筆です。地目は、登記簿、現況全て田、面積は上から、1,318㎡、1,930㎡、1,138㎡、666㎡、合計5,052㎡です。権利の種別は3条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人

は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大です。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 1 から 6 ページが、許可申請書の写しになっています。2 ページをご覧ください。上段に自作農地が 0 m²です。同じく中段に借り入れ農地、田、527 m²。3 ページ、次のページです。作付け予定の作物と面積、水稻、5,579 m²、その下の欄に農機具保有状況です。続きまして 4 ページ、権利取得後の農地面積は 5,579 m²になります。5 ページが周辺地域との関係、6 ページが地域との役割分担状況、7 ページが位置図、8 ページが航空写真、9 ページが字図、10 から 17 ページが登記簿の写し、18 ページが現地立会時の写真、19 ページが確認書です。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積等全て満たしています。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 　　この案件については、5月2日に私と松岡会長、河津推進委員、松本推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。申請地は、管理がされている優良な農地でした。買い手の方がこの申請地で営農をされていくということで、問題はないかと思われまます。ご審議をよろしく願います。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 　　無償移転とはどういうことですか。〇〇ですか。

事 務 局 　　無償で所有権を移すことです。〇〇です。

7 番 　　昨年までは、どなたが耕作されておりましたか。

事 務 局 　　〇〇さんです。

議 長 　　それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案の通り決定しました。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 1 ページを開いてください。番号 2、農地の所在は、大字下城字〇〇、地番が〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は登記簿、上段地番が畑、下段地番が田です。現況地目も上が畑、下が田です。面積は、上から 648 m²、1,352 m²、合計 2,000 m²です。権利の種別は 3 条有償移転。譲り渡し人、譲受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大です。備考欄には、対価を記載しています。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊 20 ページから 25 ページが許可申請書の写しです。21 ページをご覧ください。自作農地、田 3,834 m²。次ページ、22 ページ、作付け予定作物と面積、水稻 5,186 m²、ジャガイモ、里芋 648 m²、合計 5,834 m²、その下の欄に農機具保有状況です。23 ページに権利取得者との関係の記載があります。24 ページ、権利取得後の農地面積は 5,834 m²になります。25 ページに周辺地域との関係、地域との役割分担の状況の記載があります。26 ページが位置図、27 ページが航空写真、28 ページが字図、29 と 30 ページが登記簿の写し、31 ページが現地立会時の写真、32 ページが確認書です。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積等全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、5月2日に私と松岡会長、時松推進委員、宮崎推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。申請地は、買い手の方が以前から利用権設定を行い耕作されている農地です。買い手の方がこの申請地を引き取り、営農されていくということで、問題はないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 公社を使わない理由は何故ですか。

事務局 当事者の方が当初から公社の売買の特例事業を利用したいという話があれば、対象農地や買い手が要件を満たしているのであれば良いのですが、この場合は、買い手の面積要件を満たしていないので利用できないと思います。公社を利用する利用しないは、本人にお任せすると、すでに行政書士の方に頼まれている状態でしたので、公社の話はしてませんでした。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案の通り決定しました。

議長 日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 それでは、議案書の2ページを開いてください。番号3、農地の所在は、大字下城字〇〇、地目は登記簿田、現況田、面積691㎡です。権利の種別は3条有償移転。譲り渡し人、譲受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大です。備考欄には、対価を記載しています。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊の33から38ページが許可申請書の写しです。34ページ、上段に自作農地、田12,378㎡、畑11,515㎡、合計23,893㎡、中段に借り入れ農地、田51,295㎡。35ページ、作付け予定作物と面積、水稻8,691㎡、飼料作物67,189㎡、合計75,880㎡、その下の段に農機具家畜保有状況が記載されています。36ページに権利取得者との関係の記載がります。37ページ、権利取得後の農地面積は75,880㎡になります。38ページが周辺地域との関係、同じく下の方に地域との役割分担状況です。39ペー

ジが位置図、40 ページが航空写真、41 ページが字図、42 ページが登記簿の写し、43 ページが現地立会時の写真、44 ページが確認書です。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積等全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については5月2日に私と松岡会長、時松推進委員、宮崎推進委員、事務局2名で現地を確認しました。申請地は、営農が可能な農地でした。買い手の方の世帯は、専業農家なので申請地で営農をされていくということに問題はないかと思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案の通り決定しました。

議 長 次に、日程第5 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページを開いてください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見であります。下記の農地について申請がありましたので意見を求めます。令和4年5月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第2 番号1、農地の所在は、大字宮原字〇〇、地目は登記簿田、現況田、面積995㎡です。権利は、所有権移転。譲り

渡し人、譲受け人は記載の通りです。転用目的は、もみじを植林です。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊の45から47ページが許可申請書の写しです。47ページ、事業計画書、もみじ約154本、転用面積995㎡、費用は自己資金で苗木代が〇〇円と、土地代〇〇円、合計〇〇円です。48ページが位置図、49ページが航空写真、50ページが植栽計画図、51ページが苗木単価表、52ページが見積書、53ページが自己資金残高証明書、54ページが排水計画図、55ページが排水同意書、56ページと57ページが隣接者2名の方の承諾書、58ページが土地代替えの検討表、59ページが代替えを検討した箇所の位置図、60ページが字図、61と62ページが登記簿の写し、63ページが現地立会時の写真、64ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4 番 　　この案件については、5月2日に私と松岡会長、麻生推進委員、小田推進委員、事務局2名で現地を確認しました。現地は、〇〇の裏手にあり、河川付近の土地です。申請地の横に住宅を建てた方がもみじを植栽して管理していくようです。隣接地の所有者に同意書をとっており、この転用により支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 　　承諾書の中で〇〇さんの土地はどこになりますか。

事 務 局 　　49ページの航空写真の申請地の左側に広い農地がありまして〇〇が〇〇さんの土地です。現在は、〇〇さんが耕作されています。その耕作者の方にこの転用について確認はしております。回答としては、もみじを植えるということで、そこまで大きくはないだろう、日当たりも方角的には支障はないだろうということで、所有者の〇〇さんからも、この転用についてどうですかと聞かれたみたいです。耕作上問題は無いと回答されています。

1 番 ○○さんも承諾されているということですね。

事務局 はい、正式な貸し借りがされてないので、書面上はないですけど、承諾されています。

4 番 今、説明がありましたように、私も○○さんに確認を取りました。事務局からも説明されたように、○○さんから、大丈夫ですという返答を貰っています。

議長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第 6 議案第 3 号番号 1 から番号 5「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 5 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）ではありますが、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農地利用集積計画決定について意見を求めます。令和 4 年 5 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 3 号番号 1、農地の所在は、大字上田字上から○○、○○、○○、地番が上から○○、○○、○○、地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は上から 1,078 m²、43 m²、181 m²、3 筆合計 1,302 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通りです。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は、別冊資料 1 の 65 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 2、農地の所在は、大字宮原字○○、地目は登記簿田、現況田、面積 1,908 m²。利用権設定する人、受ける人は記載の通

り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 66 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 3、農地の所在は、大字黒淵字〇〇番地です。地目は登記簿田、現況田、面積 543 ㎡。利用権設定する人、受ける人は記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 67 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 4、農地の所在は、大字黒淵字〇〇、地番は上から〇〇、〇〇、地目は登記簿全て田、現況も全て田です。面積、上から 3,426 ㎡、1,920 ㎡、2 筆合計 5,346 ㎡。利用権設定する人、受ける人は記載の通り。利用目的は、WCS、水稻。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 68 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 5、農地の所在は、大字西里字〇〇、地番は上から〇〇、〇〇、〇〇、地目は登記簿全て田、現況も全て田。面積、上から 1,335 ㎡、1,897 ㎡、991 ㎡、3 筆合計 4,223 ㎡です。利用権設定する人、受ける人は記載の通りです。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 69 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 5 の〇〇は、基盤整備を全部されたと思いますけど、農振農用外になってはいますが、してないところもありましたか。

事 務 局 はい、農振農用外ですので基盤整備してないところ。しているところは農振農用内になります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 5 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 5 の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第4回総会
を閉会致します。

令和4年第4回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

1 番

7 番